



鳥取県公報

平成15年3月31日(月)

号外第36号

毎週火・金曜日発行

目 次

規 則	鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則(21)(福祉保健課).....	2
	鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則(22)(障害福祉課).....	2
	鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則(23)().....	7
	鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則(24)().....	13
	鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(25)(子ども家庭課).....	16

==== 公布された規則のあらまし =====

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県福祉のまちづくり条例による特定公共的施設の新築等に係る届出義務等の規定が適用除外となる者について、簡易保険福祉事業団を削るとともに、新たに日本郵政公社を加えることとした。(別表第4関係)
- 2 この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則

- 1 知的障害者福祉法に基づく入所措置に要する費用の徴収に関する規定等を削ることとした。(旧第2条～旧第6条、別表、様式第1号、様式第2号関係)
- 2 入所申込書の様式を定めることとした。(新第3条、別記様式関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。
- 4 施行期日等
 - (1) この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則

- 1 知的障害者福祉法に基づく施設入所措置等に要する費用の徴収に関する規定を削ることとした。(第1条、第3条、第4条、附則関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 3 施行期日等
 - (1) この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。
 - (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

- 1 身体障害者福祉法等の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この規則は、平成15年4月1日から施行することとした。

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

- 1 児童福祉法の一部改正に伴う所要の規定の整備を行うこととした。
- 2 この規則は、平成15年 4月 1日から施行することとした。

規 則

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第21号

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県福祉のまちづくり条例施行規則（平成 9 鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第 4（第 9 条関係） 1 ~ 4 略 5 日本郵政公社 6 ~ 17 略	別表第 4（第 9 条関係） 1 ~ 4 略 5 簡易保険福祉事業団 6 ~ 17 略

附 則

この規則は、平成15年 4月 1日から施行する。

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第22号

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通勤寮管理規則（昭和48年鳥取県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条項並びに別表及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条項並びに様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中別表及び様式の表示に下線が引かれた別表及び様式を削り、次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(入所定員)</p> <p><u>第2条 通勤寮の入所定員は、25人とする。</u></p> <p>(入所の申込み)</p> <p><u>第3条 条例第3条の規定により通勤寮への入所に係る許可（以下「入所許可」という。）を受けようとする者は、別記様式による入所申込書を知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>(入所資格)</p> <p><u>第2条 通勤寮に入所することができる者は、次に掲げる要件に該当する15歳以上の知的障害者で、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条に規定する援護の実施者（以下「援護者」という。）が通勤寮に入所させて援護することを決定したものである。</u></p> <p><u>(1) 通勤寮から通勤可能な距離にある事業所に現に就職し、又は就職することが確実な者であること。</u></p> <p><u>(2) 伝染性疾患を有しない者であること。</u></p> <p><u>(3) その他通勤寮へ入所させることが適当でないことと認められる者でないこと。</u></p> <p>(収容定員)</p> <p><u>第3条 通勤寮の収容定員は、25人とする。</u></p> <p>(入所期間)</p> <p><u>第4条 通勤寮の入所期間は、2年以内とする。ただし、援護者が2年を経過しても引き続き援護を行うことを適当であると認められた者については、その期間を延長することができる。</u></p> <p>(徴収する費用の額)</p> <p><u>第5条 知的障害者福祉法第27条の規定により通勤寮の入所者又はその扶養義務者から徴収する費用の額（以下「徴収額」という。）は、別表のとおりとする。</u></p> <p><u>2 知事は、入所者又はその扶養義務者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者の申請又は職権により、徴収額を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p><u>(1) 災害、盗難その他これらに類する理由により徴収額の納入が困難と認められるとき。</u></p> <p><u>(2) 入院その他正当な理由により通常の利用がないとき。</u></p> <p><u>(3) その他知事が特に必要と認めるとき。</u></p>

(指示)

第4条 知事は、通勤寮の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、入所者に対し、必要な措置を命じ、又は必要な指示をすることができる。

(入所許可の取消し)

第5条 知事は、入所者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入所者の入所許可を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由なく使用料を滞納したとき。
- (2) 前条の規定による知事の命令又は指示に従わなかったとき。
- (3) その他通勤寮の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(雑則)

第6条 略

3 前項の規定による申請は、徴収額減免申請書(様式第1号)を提出してしなければならない。

(収入月額の申告等)

第6条 県が援護者である入所者は、毎月5日までにその前月分の収入月額を、収入月額申告書(様式第2号)により知事に申告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申告が適正に行われなるときは、収入月額について必要な調査を行うものとする。

(指示)

第7条 知事は、通勤寮の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、入所者に対し、必要な指示をすることができる。

(退所の命令)

第8条 知事は、入所者が次の各号の一に該当すると認めるときは、当該入所者に対し退所を命ずることができる。

- (1) 就労を継続することが困難と認められるとき。
- (2) 前条の規定による知事の指示に従わなかったとき。
- (3) その他通勤寮の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

2 知事は、前項の規定により退所を命ずるときは、あらかじめ、援護者の意見を聴かななければならない。

(雑則)

第9条 略

別表(第5条関係)

区分	徴収額
収入月額から必要経費及び8,000円を控除した額が20,340円を超える場合	1人月額 20,340円
収入月額から必要経費及び8,000円を控除した額が20,340円以下の場合	1人月額 収入月額から必要経費及び8,000円を控除した額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。)

備考

- 1 この表において「必要経費」とは、飲食物費、日用品費、勤労に伴う必要経費、社会保険料、所得税、地方税及び交通費をいい、その額は、知事が別に定める。
- 2 月の途中で入所し、又は退所する者のその月の徴収額は、日割計算により算出した額とする。

様式第1号（第5条関係）

徴収額減免申請書

職 氏 名 様

次のとおり徴収額の全部（一部）を負担することができないため、減額等をされるよう、鳥取県立境港通勤寮管理規則第5条第2項の規定により申請します。

年 月 日

申請者 住所
氏名 ㊟

代理人	住所	
	氏名	㊟

徴 収 額	円
負担することができない額	円
負担することができない期間	年 月 日から 年 月 日まで
負担することができない理由	

- 注1 「代理人」欄は、申請者に代わってその代理人が本書を作成した場合に記入すること。
- 2 負担することができない理由を証する書類を添付すること。
 - 3 氏名を自署する場合には、その押印を省略することができる。

様式第2号（第6条関係）

収入月額申告書

職 氏 名 様

鳥取県立境港通勤寮管理規則第6条第1項の規定により、収入月額について次のとおり申告します。

年 月 日

申告者 住所
氏名 ㊟

代理人	住所	
	氏名	㊟

収入月額（A）	円
---------	---

必 要 経 費	(1) 飲 食 物 費	円
	(2) 日 用 品 費	円
	(3) 勤労に伴う必要経費	円
	(4) 社 会 保 険 料	円
	(5) 所 得 税	円
	(6) 地 方 税	円
	(7) 交 通 費	円
	計((1)~(7))X(B)	円
	対象収入額((A)-(B))	円

- 注1 「代理人」欄は、申告者に代わってその代理人
が本書を作成した場合に記入すること。
- 2 収入月額及び必要経費について、その額を確認
できる書類を添付すること。
- 3 氏名を自署する場合には、その押印を省略する
ことができる。

別記様式(第3条関係)

入 所 申 込 書
年 月 日

職 氏 名 様

申請者 住所
氏名 ㊟

代理人	住所	
	氏名	㊟

次のとおり鳥取県立境港通勤寮に入所したいので、
申し込みます。

フリガナ		性別	
氏 名			
生年月日		年 月 日生	
住 所			
電話番号			
入所の理 由			
入所希望 期間	年 月 日から	年	
	月 日まで		
そ の 他			

- 注1 「代理人」欄は、申請者に代わってその代理人
が本書を作成した場合に記入すること。
- 2 入所希望期間の終期については、決まっている
場合のみ記入すること。
- 3 氏名を自署する場合には、その押印を省略する
ことができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に行われた鳥取県立境港通勤寮に係る社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年法律第101号)第7条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第16条第1項第2号に規定する措置に要する費用についての知的障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、改正前の鳥取県立境港通勤寮管理規則第5条、別表及び様式第1号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同規則第5条第1項中「知的障害者福祉法」とあるのは「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年法律第101号)附則第19条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされる同法第7条の規定による改正前の知的障害者福祉法」と、同規則様式第1号中「鳥取県立境港通勤寮管理規則」とあるのは「鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則(平成15年鳥取県規則第22号)附則第2項の規定によりなお効力を有することとされる同規則による改正前の鳥取県立境港通勤寮管理規則」とする。

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第23号

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則(昭和62年鳥取県規則第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「削除項」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目を次の表の改正後の欄中表の細目の表示に下線が引かれた表の細目に改める。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除項及び表の細目の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第2項及び母子保健法(昭和40年法律第141号)第21条の4第1項の規定による施設入所措置等に要する費用の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第2項、<u>知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第27条</u>及び母子保健法(昭和40年法律第141号)第21条の4第1項の規定による施設入所措置等に要する費用の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>2 知的障害者福祉法第27条の規定による施設入所措置等に要する費用の徴収のうち知的障害者通勤寮に係るものについては、別に定める。</u></p>

(定義)

第2条 略

2～4 略

5 この規則において「基準年」とは、施設入所措置等が行われる年度(4月から6月までの間に行われる次条第1項の表第1号及び第4号に掲げる措置並びに同表第3号に掲げる母子保護の実施については、その前年度とし、同表第2号に掲げる助産の実施については、当該助産の実施が開始された年度(4月から6月までの間に開始されたものについては、前年度)とする。以下同じ。)の初日が属する年の前年をいい、「基準年度」とは、施設入所措置等が行われる年度をいう。

6及び7 略

(措置費等の徴収)

第3条 知事は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額(その額が同表の第4欄に掲げる額を超えるときは、当該第4欄に掲げる額)を徴収するものとする。ただし、同表の第4欄に掲げる額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。

1～3 略			
4 児童福祉	略		
法第27条第1項第3号又は同条第2項の措置(同法第31条第3項、第63条の2第1項若しくは第2項又は第63条の3第1項の規定により満20歳に達している者について行われるもの(国の設置する児童福祉施設への入所を除く。)に限る。)	被措置者等の世帯内扶養義務者(その全員が保護を受けている場合を除く。)	別表第3の第1欄及び第2欄に掲げる所得税額等による区分に応じ、同表の第3欄に定める額	県支弁月額から成年者自己負担月額を控除した額

(定義)

第2条 略

2～4 略

5 この規則において「基準年」とは、施設入所措置等が行われる年度(4月から6月までの間に行われる次条第1項の表第1号及び第4号から第6号までに掲げる措置並びに同表第3号に掲げる母子保護の実施については、その前年度とし、同表第2号に掲げる助産の実施については、当該助産の実施が開始された年度(4月から6月までの間に開始されたものについては、前年度)とする。以下同じ。)の初日が属する年の前年をいい、「基準年度」とは、施設入所措置等が行われる年度をいう。

6及び7 略

(措置費等の徴収)

第3条 知事は、県がその月分の措置費等を支弁した場合には、次の表の第1欄に掲げる施設入所措置等の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる者から、同表の第3欄に掲げる額(その額が同表の第4欄に掲げる額を超えるときは、当該第4欄に掲げる額)を徴収するものとする。ただし、同表の第4欄に掲げる額が100円未満となる場合には、その徴収は行わない。

1～3 略			
4 児童福祉	略		
法第27条第1項第3号又は同条第2項の措置(同法第31条第3項、第63条の2第1項若しくは第2項又は第63条の3第1項の規定により満20歳に達している者について行われるもの(国の設置する児童福祉施設への入所を除く。)に限る。)	被措置者等の世帯内扶養義務者(その全員が保護を受けている場合を除く。)	別表第3の第1欄及び第2欄に掲げる所得税額等による区分に応じ、同表の第3欄に定める額	県支弁月額から成年者自己負担月額を控除した額

--	--	--	--

5 略

2 前項の表第3号に掲げる母子保護の実施のうち、母子生活支援施設、知的障害児通園施設その他知事が別に定める施設に入所させて行うものに係る前項の規定の適用については、同号第3欄「定める額」とあるのは、「定める額の2分の1に相当する額（同表第3号(14)に掲げる場合にあっては、当該第3欄に定める額）」とする。

5 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の措置（次号に掲げるものを除く。）	被措置者等又はその世帯内扶養義務者（その全員が保護を受けている場合を除く。）	別表第3の第1欄及び第2欄に掲げる所得税額等による区分に応じ、同表の第3欄に定める額	県支弁月額
6 知的障害者福祉法第16条第1項第2号の措置（満20歳に達している者について行われるものに限る。）	被措置者等（自己負担可能者に限る。）	別表第4の第1欄に掲げる対象収入額による区分に応じ、同表の第2欄に定める額（以下この号において「知的障害者自己負担月額」という。）	県支弁月額
	被措置者等の世帯内扶養義務者（その全員が保護を受けている場合を除く。）	別表第3の第1欄及び第2欄に掲げる所得税額等による区分に応じ、同表の第3欄に定める額	県支弁月額から知的障害者自己負担月額を控除した額

7 略

2 次の表の第1欄に掲げる措置及び母子保護の実施に係る前項の規定の適用については、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、同表の第4欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

1 前項の表第3号に掲げる母子保護の実施のうち、母子生活支援施設、知的障害児通園施設その他知事が別	前項の表第3号第3欄	定める額	定める額の2分の1に相当する額（同表第3号(14)に掲げる場合にあっては、当該第3欄
---	------------	------	--

に定める施設 に入所させて 行うもの			に定める額)
2 前項の表第 5号又は第6 号に掲げる措 置のうち、知 的障害者援護 施設に通わせ て行うもの	前項の表 第5号第 3欄	定める額	定める額の 2分の1に 相当する額 (同表第3 号(14)に掲 げる場合に あつては、 当該第3欄 に定める額)
	前項の表 第6号第 3欄	第2欄に 定める額	第2欄に定 める額の2 分の1に相 当する額
		第3欄に 定める額	第3欄に定 める額の2 分の1に相 当する額 (同表第3 号(14)に掲 げる場合に あつては、 当該第3欄 に定める額)
3 前項の表第 5号又は第6 号に掲げる措 置のうち、当 該措置の開始 後3年を経過 する月までの 間に行うもの	前項の表 第5号第 4欄及び 同表第6 号第4欄	県支弁月 額	県支弁月額 30,000円 (知的障害 者援護施設 に通わせて 行う措置に ついては、 15,000円) とのいずれ か低い額

3 略

4 保育所に入所している児童に対して行う第2項の規定する母子保護の実施に要する費用の徴収については、同項の規定により読み替えて適用される第1項の規定にかかわらず、知事が別に定める。

(対象収入額等の申告)

第4条 次の表の第1欄に掲げる者は、施設入所措置等が開始されたときは、その開始後速やかに、当該施設入所措置等(前条第1項の表第2号に掲げる助産の実施を除く。)がその翌年度以降も引き続き行われるときは、その行われる間、毎年度次の表の第2欄に掲げ

3 略

4 保育所に入所している児童に対して行う第2項の表第1号に掲げる措置に要する費用の徴収については、同項の規定により読み替えて適用される第1項の規定にかかわらず、知事が別に定める。

(対象収入額等の申告)

第4条 次の表の第1欄に掲げる者は、施設入所措置等が開始されたときは、その開始後速やかに、当該施設入所措置等(前条第1項の表第2号に掲げる助産の実施を除く。)がその翌年度以降も引き続き行われるときは、その行われる間、毎年度次の表の第2欄に掲げ

る日までに、それぞれ同表の第3欄に掲げる事項を同表の第4欄に掲げる書類により知事に申告しなければならない。

1 前条第1項の表第4号に掲げる措置を受ける者	6月20日	対象収入額	対象収入額申告書(様式第1号)
2 前条第1項の表第2号に掲げる助産の実施又は同表第3号に掲げる母子保護の実施を受ける者及び同表第2号に掲げる助産の実施、同表第3号に掲げる母子保護の実施又は同表第4号に掲げる措置を受ける者の世帯内扶養義務者	6月20日	所得税額等	所得税額等申告書(様式第2号)
3 前条第1項の表第1号又は第5号に掲げる措置を受ける者及びその世帯内扶養義務者	6月20日	基準年分の所得税額	
	6月20日	基準年度分の市町村民税の所得割額	

2 略

附 則

1 略

2 当分の間、第3条第1項の表第4号に規定する措置に要する費用については、同号第3欄中「第2欄に定める額」とあるのは「第2欄に定める額(重症心身障害児施設についてはその額が90,000円を超えるときは90,000円、その他の施設についてはその額が50,000円を超えるときは50,000円)」と、「第3欄に定める額」とあるのは「第3欄に定める額の2分の1に相当する額(同表第1号に掲げる場合にあつては0円、同表第3号(14)に掲げる場合にあつては当該第3欄に定める額)」とする。

る日までに、それぞれ同表の第3欄に掲げる事項を同表の第4欄に掲げる書類により知事に申告しなければならない。

1 前条第1項の表第4号又は第6号に掲げる措置を受ける者	6月20日	対象収入額	対象収入額申告書(様式第1号)
2 前条第1項の表第2号に掲げる助産の実施、同表第3号に掲げる母子保護の実施又は同表第5号に掲げる措置を受ける者及び同表第2号に掲げる助産の実施、同表第3号に掲げる母子保護の実施又は同表第4号から第6号までに掲げる措置を受ける者の世帯内扶養義務者	6月20日	所得税額等	所得税額等申告書(様式第2号)
3 前条第1項の表第1号又は第7号に掲げる措置を受ける者及びその世帯内扶養義務者	6月20日	基準年分の所得税額	
	6月20日	基準年度分の市町村民税の所得割額	

2 略

附 則

1 略

2 当分の間、次の表の第1欄に掲げる措置に要する費用については、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

1 第3条第1項の表第4号に掲げる措置	第3条第1項の表第4号第3欄	第2欄に定める額	第2欄に定める額(重症心身障害児施設についてはその額が90,000円を超えるときは90,000円、その他の施設についてはその額が50,000円を超えるときは50,000円)
		第3欄に定める額	第3欄に定める額の2分の1に相当する額(同表第1号に掲げる場合にあつては0円、同表第3号(14)に掲げる場合にあつては当該第3欄に定める額)
2 第3条第1項の表第6号に掲げる措置のうち、その開始後3年を経過する月より後に行うもの	第3条第1項の表第6号第4欄(同表第2欄の区分により被措置者等から徴収する場合に限る。)	県支弁月額	県支弁月額と50,000円(知的障害者援護施設に通わせて行う措置については、25,000円)とのいずれか低い額
3 第3条第1項の表第6号に掲げる措置	第3条第1項の表第6号第3欄	第3欄に定める額	第3欄に定める額の2分の1に相当する額(同表第1号に掲げる場合にあつては0円、同表第3号(14)に掲げる場合にあつては当該第3欄に定める額)
		第3条第2項の表第2号第4欄	に定める額の2分の1に相当する額(0円)に相当する額(

3 当分の間、第3条第1項の表第3号に掲げる母子保護の実施に要する費用を徴収する場合には、別表第3中「2,200円」とあるのは「1,100円」と、「4,500円」とあるのは「3,300円」と、「6,600円」とあるのは「6,600円（被措置者等及びその世帯内扶養義務者の市町村民税の所得割額の合算額が5,000円以下である場合にあっては、4,700円）」と読み替えて、同表の規定を適用する。

3 当分の間、第3条第1項の表第3号に掲げる母子保護の実施又は同表第5号に掲げる措置に要する費用を徴収する場合には、別表第3中「2,200円」とあるのは「1,100円」と、「4,500円」とあるのは「3,300円」と、「6,600円」とあるのは「6,600円（被措置者等及びその世帯内扶養義務者の市町村民税の所得割額の合算額が5,000円以下である場合にあっては、4,700円）」と読み替えて、同表の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に行われた社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する法律（平成12年法律第101号）第7条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第16条第1項第2号に規定する措置に要する費用についての知的障害者又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第24号

鳥取県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定の同意)</p> <p>第2条 政令第3条第1項の同意は、指定医同意書（様式第1号）を提出してしなければならない。</p>	<p>(指定の同意)</p> <p>第2条 政令第1条の2第1項の同意は、指定医同意書（様式第1号）を提出してなければならない。</p>
<p>(身体障害者の居住地等の変更届)</p> <p>第6条 政令第9条第2項又は第4項の規定による届出は、身体障害者居住地等変更届出書（様式第4号）を提出してしなければならない。</p>	<p>(身体障害者の居住地等の変更届)</p> <p>第6条 政令第4条第2項又は第4項の規定による届出は、身体障害者居住地等変更届出書（様式第4号）を提出してなければならない。</p>
<p>(身体障害者手帳の再交付の申請)</p> <p>第7条 政令第10条第1項の規定による申請は、身体障害者手帳再交付申請書（様式第5号）を提出してしなければならない。</p>	<p>(身体障害者手帳の再交付の申請)</p> <p>第7条 政令第5条第1項の規定による申請は、身体障害者手帳再交付申請書（様式第5号）を提出してなければならない。</p>

(指定医療機関の変更等の届出)

第10条 政令第23条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出してしなければならない。

(1)~(3) 略

(指定医療機関の辞退の申出)

第11条 政令第24条の規定による申出は、指定医療機関 辞退申出書(様式第12号)を提出してしなければならない。

様式第4号(第6条関係)

身体障害者居住地等変更届出書

職 氏 名 様

居住地(氏名等)を変更したので、身体障害者福祉法施行令第9条第2項(第4項)の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者

氏 名 ㊦

(手帳本人以外の場合、本人との続柄)

記

略

様式第5号(第7条関係)

身体障害者手帳再交付申請書

職 氏 名 様

身体障害者手帳の再交付を受けたいので、身体障害者福祉法施行令第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

届出者

氏 名 ㊦

(手帳本人以外の場合、本人との続柄)

記

略

(注) 略

様式第9号(第10条関係)

指定医療機関変更届出書

職 氏 名 様

(指定医療機関の変更等の届出)

第10条 政令第5条の9の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出してしなければならない。

(1)~(3) 略

(指定医療機関の辞退の申出)

第11条 政令第5条の10の規定による申出は、指定医療機関 辞退申出書(様式第12号)を提出してしなければならない。

様式第4号(第6条関係)

身体障害者居住地等変更届出書

職 氏 名 様

居住地(氏名等)を変更したので、身体障害者福祉法施行令第4条第2項(第4項)の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所

届出者

氏 名 ㊦

(手帳本人以外の場合、本人との続柄)

記

略

様式第5号(第7条関係)

身体障害者手帳再交付申請書

職 氏 名 様

身体障害者手帳の再交付を受けたいので、身体障害者福祉法施行令第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

年 月 日

住 所

届出者

氏 名 ㊦

(手帳本人以外の場合、本人との続柄)

記

略

(注) 略

様式第9号(第10条関係)

指定医療機関変更届出書

職 氏 名 様

指定医療機関の指定に係る事項を変更したので、身体障害者福祉法施行令第23条の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

開設者

住 所

氏名又は名称及

び代表者の氏名

㊟

記

略

様式第10号（第10条関係）

指定医療機関休止（廃止・再開）届出書

職 氏 名 様

指定医療機関を休止した（廃止した・再開した）ので、身体障害者福祉法施行令第23条の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

開設者

住 所

氏名又は名称及

び代表者の氏名

㊟

記

略

様式第11号（第10条関係）

指定医療機関処分届出書

職 氏 名 様

医療法、薬事法、健康保険法又は老人保健法に基づく処分を受けたので、身体障害者福祉法施行令第23条の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

開設者

住 所

氏名又は名称及

び代表者の氏名

㊟

記

略

様式第12号（第11条関係）

指定医療機関辞退申出書

職 氏 名 様

指定医療機関の指定を辞退したいので、身体障害者

指定医療機関の指定に係る事項を変更したので、身体障害者福祉法施行令第5条の9の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

開設者

住 所

氏名又は名称及

び代表者の氏名

㊟

記

略

様式第10号（第10条関係）

指定医療機関休止（廃止・再開）届出書

職 氏 名 様

指定医療機関を休止した（廃止した・再開した）ので、身体障害者福祉法施行令第5条の9の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

開設者

住 所

氏名又は名称及

び代表者の氏名

㊟

記

略

様式第11号（第10条関係）

指定医療機関処分届出書

職 氏 名 様

医療法、薬事法、健康保険法又は老人保健法に基づく処分を受けたので、身体障害者福祉法施行令第5条の9の規定により、下記のとおり届け出ます。

年 月 日

開設者

住 所

氏名又は名称及

び代表者の氏名

㊟

記

略

様式第12号（第11条関係）

指定医療機関辞退申出書

職 氏 名 様

指定医療機関の指定を辞退したいので、身体障害者

福祉法施行令第24条の規定により、下記のとおり申し出ます。

年 月 日
開設者
住 所
氏名又は名称及
び代表者の氏名 ㊟
記

略

福祉法施行令第5条の10の規定により、下記のとおり申し出ます。

年 月 日
開設者
住 所
氏名又は名称及
び代表者の氏名 ㊟
記

略

附 則

この規則は、平成15年 4月 1日から施行する。

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年 3月31日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県規則第25号

鳥取県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県児童福祉法施行細則（平成 3年鳥取県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（児童居宅生活支援事業等の開始の届出） 第16条 法第34条の 3 第 1 項の規定による届出は、<u>児童居宅生活支援事業等開始届出書（様式第26号）</u>を提出してしなければならない。</p>	<p>（児童居宅生活支援事業の開始の届出） 第16条 法第34条の 3 第 1 項の規定による届出は、<u>児童居宅生活支援事業開始届出書（様式第26号）</u>を提出してなければならない。</p>
<p>（児童居宅生活支援事業等の届出事項の変更の届出） 第17条 法第34条の 3 第 2 項の規定による届出は、<u>児童居宅生活支援事業等届出事項変更届出書（様式第27号）</u>を提出してなければならない。</p>	<p>（児童居宅生活支援事業の届出事項の変更の届出） 第17条 法第34条の 3 第 2 項の規定による届出は、<u>児童居宅生活支援事業届出事項変更届出書（様式第27号）</u>を提出してなければならない。</p>
<p>（児童居宅生活支援事業等の廃止等の届出） 第18条 法第34条の 3 第 3 項の規定による届出は、<u>児童居宅生活支援事業等廃止（休止）届出書（様式第28号）</u>を提出してなければならない。</p>	<p>（児童居宅生活支援事業の廃止等の届出） 第18条 法第34条の 3 第 3 項の規定による届出は、<u>児童居宅生活支援事業廃止（休止）届出書（様式第28号）</u>を提出してなければならない。</p>
<p>様式第26号（第16条関係）</p>	<p>様式第26号（第16条関係）</p>

児童居宅生活支援事業等開始届出書

年 月 日

職 氏 名 様
郵便番号
住 所
フリガナ
届出代表者 氏 名 ㊟
電話番号

児童居宅生活支援事業等を開始したいので、児童福祉法第34条の3第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

略

注 略
添付書類 略

様式第27号（第17条関係）

児童居宅生活支援事業等届出事項変更届出書

職 氏 名 様
児童居宅生活支援事業等について変更したので、児童福祉法第34条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。
年 月 日
郵便番号
住 所
フリガナ
届出代表者 氏 名 ㊟
電話番号

略

注 略
添付書類 略

様式第28号（第18条関係）

児童居宅生活支援事業等廃止（休止）届出書

職 氏 名 様
児童居宅生活支援事業等を廃止（休止）したいので、児童福祉法第34条の3第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

児童居宅生活支援事業開始届出書

年 月 日

職 氏 名 様
郵便番号
住 所
フリガナ
届出代表者 氏 名 ㊟
電話番号

児童居宅生活支援事業を開始したいので、児童福祉法第34条の3第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

略

注 略
添付書類 略

様式第27号（第17条関係）

児童居宅生活支援事業届出事項変更届出書

職 氏 名 様
児童居宅生活支援事業について変更したので、児童福祉法第34条の3第2項の規定により、次のとおり届け出ます。
年 月 日
郵便番号
住 所
フリガナ
届出代表者 氏 名 ㊟
電話番号

略

注 略
添付書類 略

様式第28号（第18条関係）

児童居宅生活支援事業廃止（休止）届出書

職 氏 名 様
児童居宅生活支援事業を廃止（休止）したいので、児童福祉法第34条の3第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

郵便番号
住 所
フリガナ
届出代表者 氏 名
電話番号

㊟

略

注 略

様式第35号(第24条関係)

児童福祉施設廃止(休止)承認申請書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号
住 所
フリガナ
申請者 氏 名
電話番号

㊟

児童福祉施設を廃止(休止)したいので、児童福祉法施行規則第38条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

略

添付書類 略

年 月 日

郵便番号
住 所
フリガナ
届出代表者 氏 名
電話番号

㊟

略

注 略

様式第35号(第24条関係)

児童福祉施設廃止(休止)承認申請書

年 月 日

職 氏 名 様

郵便番号 _____
住 所
フリガナ
申請者 氏 名
電話番号

㊟

児童福祉施設を廃止(休止)したいので、児童福祉法第38条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

略

添付書類 略

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。